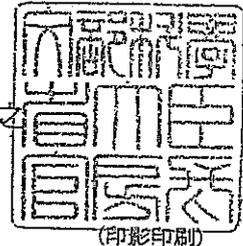


23文科総第77号
平成23年9月14日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事

文部科学省大臣官房長

土屋 定 本



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律に関する文部科学省関係法令の改正
について（通知）

このたび、第177回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（以下「第2次一括法」という。）が成立し、平成23年8月30日に公布されました。

これは、平成22年6月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」に基づき、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを規定している関係法律を改正する等、所要の措置を講ずるものです。

第2次一括法により、文部科学省関係では、社会教育法（昭和24年法律第207号）等5本の法律が改正されました（別添1）。また、第2次一括法の施行に伴い、関係する政令について、同日付けで所要の規定の整備を行いました（別添2）。

今回の改正の概要は、下記のとおりですので、十分御了知の上、適切な事務処理をお願い申し上げます。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対して周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）、社会教育法（昭和24年法律第207号）、図書館法（昭和25年法律第118号）、博物館法（昭和26年法律第285号）の改正に伴う関係省令の改正につきましては、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

第1 法律改正の概要

- 1 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の一部改正関係〔内閣官房所管〕
【施行期日：公布後3か月を経過した日】
公私協力基本計画において定めるものとして掲げている事項の一部（教育目標に関する事項並びにその他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの）について努力義務化したこと。（第10条）
- 2 社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部改正関係
【施行期日：平成24年4月1日】
市町村は、その設置する公民館に置かれる公民館運営審議会の委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるものとしたこと。（第30条）
- 3 図書館法（昭和25年法律第118号）の一部改正関係
【施行期日：平成24年4月1日】
地方公共団体は、その設置する図書館に置かれる図書館協議会の委員の任命の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるものとしたこと。（第15条、第16条）
- 4 博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正関係
【施行期日：平成24年4月1日】
地方公共団体は、その設置する博物館に置かれる博物館協議会の委員の任命の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるものとしたこと。（第21条、第22条）
- 5 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の一部改正関係
【施行期日：公布日】
公立の高等学校の生徒の収容定員の下限に係る基準を廃止したこと。（第5条）

第2 政令改正の概要

- 1 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和37年政令第215号）の一部改正関係
【施行期日：公布日】
第2次一括法による公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第5条の廃止に伴い、必要な整備を行うこと。

2 その他

以下の政令について、第2次一括法において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第52条の2、第53条及び第65条が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行ったこと。 【施行期日：公布日】

①国立大学法入法施行令（平成15年政令第478号）

②独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成15年政令第479号）

【本件連絡先】

【全般】

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室（内線：3086）

〔社会教育法、図書館法、博物館法改正関係〕

文部科学省生涯学習政策局社会教育課（内線：2973）

〔公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律改正関係〕

文部科学省初等中等教育局財務課（内線：3746）

〔構造改革特別区域法改正関係〕

文部科学省初等中等教育局高校教育改革PT教育制度改革室（内線：3172）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課（内線：2531）

電話：03-5253-4111（代表）